

奈良県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、奈良市選挙管理委員会から報告があった。

令和三年九月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
奈良市大安寺西地域ふれあい会館	奈良市四条大路南町一番二二号
奈良市東里地域ふれあい会館	奈良市須川町七七六番地
奈良市佐保地域ふれあい会館	奈良市法蓮町二九一番地の三